

## 社会契約説についての一考察

山中, 康雄  
九州大学法学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1236>

---

出版情報 : 法政研究. 17 (1/4), pp.71-87, 1950-03-31. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :



# 社會契約説についての一考察

山中 康 雄

## 序 論

資本制社會における國家は、ほとんど例外なく、憲法をもっている。憲法とは、市民社會が國家を創立するさいにつくる、定款のごときのものであり、國家が、「市民社會の、市民社會による、市民社會のための國家」であることを規定したものである。だから憲法は、資本制社會における國家において、はじめてなりたちうるものであり、この意味で歴史的なものである。

補説 憲法をもつて、國家の基礎法であり、國家の基本的組織構造を決定する法をさすのだとすれば、およそどんな國家であれ、すべての國家は憲法をもっていることになるであろう。このような意味の憲法だと、たとえば唯一人の獨裁専政君主の支配する國家においては、獨裁君主が法として宣示するところが、すべてそのまま法であるとする國家根本組織法が、不文憲法としてあることになるであろう。しかしわれわれはこのような國家をもつて、立憲國家とよばないし、またそのようによぶのは、ただし

くない。われわれが憲法とよぶものは、資本制社會において、はじめて發生してゐるのであり、それはとりわけ、市民社會が、個人所有の基礎のうえにたつての資本の再生産運動を中心とする社會にまで發展し、封建國家を打倒して、自分の國家をもつうになつたとき、その國家の創立定款としてたてられた意義をもつ國家根本組織法として、はじめてあらわれうるのである。ケルゼン流にいえば、獨裁君主國といえども法治國にされてしまい、またおよそ歴史にあらわれたどんな形態の國家といえども、憲法をもつてゐるといふことになるのであるが、このような見方は、憲法の歴史的意義を無視した間違つたものだといわねばならぬ。

「市民社會の國家」ということは、憲法において、市民社會が國家の主人であり、國家が市民社會の主人でないことを、あきらかにする規定があることによつて、しめされる。ただし、それは憲法のなかでは、國民が主權をもつて、いふように表現されてゐるのであるが。

「市民社會による國家」であることは、國家の運営が市民社會によつてなされること、すなわち國家機關の地位はすべて直接間接、市民社會の代表者によつて、しめられねばならぬように、憲法に規定されてゐることによつて、しめされる。ただし憲法のなかでは國民の代表者といふように表現されてゐるのであるが。

「市民社會のための國家」であるといふことは、市民社會人——憲法は國民と表現する——の不可侵的な基本的人権にかんする憲法の規定や、國家の運営がすべて市民社會の維持と發展——憲法は國民の幸福とか公共の福祉といふような表現をあたえている——のためになされねばならぬといふ、憲法の規定のなかに、しめされてゐる。市民社會のために、國家が、具体的に何をなすべきかについては、憲法中には、なにも規定がない。憲法は、ただ、國家が運

營される場合の行爲の形式、國家機關の行爲しうる範圍や權限など、要するに組織法的法技術的な規定をもつていない。これは、具体的に國家がなにをなすべきかについては、「市民社會の、市民社會による、市民社會のため」のみから、その時々が必要に応じて、これを決定するところに、ゆだねる趣旨である。いいかえれば、それは市民社會が、その國家を運營するにあつて、自由に自分で決定するところに、ゆだねられているのである。

## 二

それでは、市民社會は、なぜ國家をもつことを必要とされるのであろうか。

個人所有の基礎のうえにたつての資本の再生産運動がいとなまれることを中心とする社會としての市民社會が、全體社會をその掌中におさめるためには、すべての人が、資本をもつては資本家として、商品をもてる者は商人として、とりわけ時間をかぎつての労働力の處分權を商品としてもつ者は労働者として、自由に活動しうるような社會機構になつてゐることが、ぜつたいに必要である。そのためには、封建國家のような、すべての人が相互にいくにも上下の階層をなして身分的支配服従の關係にたたされてゐるような状態を、あらためて、すべての人を、終局的に身分的支配服従の關係の社會國家機構から解放することが、必要である。それには右のような封建社會國家そのものを徹底的に廢棄すること、そしてすべての人が、上にのべたように、資本家として、商人として、労働者として、自由に活動しうる自由な主体的存在として、一人もれなくみとめられるような社會をつくること、必要である。

市民社會が、たんなる商品交換社會たることより、個人所有の基礎のうえにたつての資本再生産社會にまで、發展

してゆくにつれて、市民社會はすでにあるていど、右のような自由な社會を、自分および自分の周圍に、つくりあげてきていた。ことに絶對王制の成立およびそれがとつた重商主義政策によつて、市民社會は、全体社會の經濟的基礎をその掌中におさめることを促進させられたのであり、他面からいえば、一封建領主が、自己の經濟的基礎を市民社會化することによつて、自己を他の封建諸侯より一層國力のたかいものとなし、これらを臣從せしめつつ、絶對王權に成長していつたのであるが、一面からいえば、市民社會は、それによつて、その發展とともに狹隘に感じて一領主的な領域を、帝國的な領域にまで擴大することによつて、さらに以上發展の基礎地盤を獲得したのである。市民社會は、かくていまや、商業都市的ないし商業都市の同盟的な存在から、封建君主國家の經濟的基礎の全部を、その掌中におさめるまでに、發展していつたのである。しかし市民社會の動力ともいへべき資本が、商業資本であり高利貸資本であるにとどまつた段階では、封建社會的な農村生産と收取機構の存在を前提とし、これにグニのように吸着する吸血鬼的な存在としてとどまつていたのであるが、いまやそれが産業資本的なもの、すなわち個人所有の基礎のうえにたつての資本の再生産運動——それは資本主義的な生産を前提とする——をいとなむものに成長してくるとともに、このような市民社會的な生産と收取方法の發展は、封建社會的な生産と收取の機構とのあいだの矛盾を、不俱戴天的なものにまで、たかめたのである。商業資本と高利貸資本の段階も、一面には、それは封建社會の生産と搾取機構の存在を前提とし、それにグニのように吸着して、利潤をあけるといふ意味で、封建社會と調和していたのであるが、他面同時にそれは、發展すればするほど、封建社會の權力者の誅求をいやがうえにも苛烈ならしめ、生産にたずさわるものをいやがうえにも疲弊させる結果となつたばかりでなく、それは封建權力による商業資本や高

利貸資本にたいする攻撃と侵害を増大させるといつた意味で、矛盾した存在でもあつた。そのような資本が産業資本にまで成長するという市民社會の發展によつて、市民社會は、いまや、封建的農村生産と收取機構に吸着して吸血するといふややかたよりも、むしろ農村を解放して自由労働者とし、資本の再生産運動のなかに利潤を獲得することができるようにすること、いいかえれば封建社會を打倒して、すべての人が、資本をもてる者は資本家として、商品をもてる者は商人として、資本や商品をもたぬ者も、すくなくも時間をかぎつての労働力の處分權という商品の賣手すなわち労働者として、自由に行動できるような全體社會を建設することを、のぞむようになるのである。

かくて市民社會は封建國家を打倒する。しかし市民社會は、國家をもたずしては、一日たりとも存在しえない。それはつぎのような事情にもとづく。

第一の事情は、市民社會はいまや個人所有の基礎のうえにたつての資本の再生産運動によつて、いとなまれるようになつていたのであり、社會におけるすべての人々は、直接間接なんらかの意義において、資本の再生産運動に参加するのでなければ、生活できないようになっていたのであるが、これにたいし資本そのものは、社會の一部小數の者だけによつて個人的に所有せられ、最少のコスト——賃銀は人件費にすぎぬ——をもつて、最大の個人的利潤をうちだすためにのみ、運用されるのであり、社會のすべての人々にたいし人たるにたいしする生活を保障するため、運用されるのではないという矛盾である。そのような矛盾は、かならずや資本の再生産運動に收容しきれない老大な失業人口をうみだし、また收容されたものも、人たるにあたいしない労働条件のために、貧窮においこまれることになり、かくてここに貧窮の無産の大衆をうみだすのであるが、そのような喰えぬ人々のがわよりなされる、喰わんがた

めの、または人間らしい生活をもとめての、所有と契約——資本は個人所有せられ、資本をもたぬ者が、資本の再生産運動に参加するためには、資本の所有者がわと契約をすることが必要である——にたいする攻撃を、いろいろの者たち——財産犯罪、所有をおかす手段としての人格犯罪などの階級解放の立場からみてマイナス的なものと、さらには革命運動のようなプラス的なものなど——で、うみだすのであり、これを抑壓して、個人所有の基礎のうえにたつての資本の再生産運動が圓滑におこなわれることを保障するためには、市民社會は、組織された強力としての國家を不可缺の必要とする。

第二の事情は、市民社會は、個人的な營利追及の理念の支配する社會であり、自己の營利のためには、個人所有の基礎のうえにたつての資本の再生産運動における他人の（所有と契約にかんする）權利をふみにじつてはばからぬという意味の攻撃が、ほかならぬ個々の資本家や商品取引者によつて、個人所有の基礎のうえにたつての資本の再生産運動にくわえられるということである。これは、第一の事情の場合とまつたくおなじく、市民社會に國家を必要不可缺とさせる。

第三の事情——これは第一の事情とも、ふかく關聯することであるが——は、市民社會が個人所有の基礎のうえにたつての資本再生産社會であるために、それに直接間接なんらかの意義において参加するのでなければ生活できなくされている人々は、資本そのものを個人的に所有しており、したがつてその者の同意がなければ、それに参加することができないところの資本家階級のもとに、所有權的支配に服さざるをえないということである。そして市民社會人はこの意味で、資本家階級と労働者階級に分化するのであるが、以上のべたような、少數者たる資本家階級による多

數者たる勢働者階級にたいする階級支配は、少數者たる前者に、社會生活のみが提供しうる組織された強力の保障なくしては、とうてい維持されあたわらない。ここに、市民社會にとつて、組織された強力としての國家をもつことが、ぜつたい不可缺のこととされる事情がある。またこれは、前記第二の事情ともふかく關係することであるが、市民社會においては、資本が社會におけるひとにぎりの少數者によつて所有せられ、それらの者が相互に營利競争をいとむることによつて、資本の再生産運動がおこなわれるのであるが、それは不可避免的に、資本力の大なる者によるその小なる者にたいする支配が生ずるのであるが、そのような支配こそは組織された強力としての國家のたてた法現範による保證——それは、所有と契約にかんする國家法規範、および資本の集積と集中と大資本の中小資本にたいする支配を保障する會社關係の國家法規範などに、これをみる——なくしては、また維持されえないことである。

かくて市民社會は國家を絶対不可缺の必要物とするのであり、封建國家を打倒したさいにも、さらに自分自身の國家をもたねばならぬのであつて、ここにいわゆる資本主義革命による近代國家の建設をみたのであつた。この近代國家は、市民社會のために手段的存在としてあるのであり、封建國家とりわけ絶対王制の國家におけるように、市民社會が絶対權力のために手段的存在としてあるのと、正反對である。すなわち近代國家は、市民社會のための存在であり、個人所有の基礎のうえにたつての資本の再生産運動が圓滑におこなわれることを、組織された強力をもつて、保障するために存在するのである。しかもその保障を完全にするためには、その國家は、市民社會以外の存在のものであつてはならず、また市民社會以外の存在によつて運営されるものであつてもならぬのであつて、それは、徹頭徹尾、市民社會の、市民社會による、市民社會のための存在たるべきものとされるのである。

## 本論

市民社會が自分の國家をもつということをもつともよく反映した理論こそは、かの社會契約説にほかならない。

けだしこの説は、人民の自由平等獨立が、基本的人權として、國家といえどもおかしえないものであること、また國家が人民の主權國家たるべきことを、みとめているのみならず、國家をもつて人民の合意によつて設定せられたものと、みとめているからである。ただこの説は、市民社會國家の生誕以前の歴史的時代において發生したものであるために、一面には、その市民社會的國家の理論が、當時の絶對主權の専制支配にたいして、革命的なものにまで徹底せられたかたちで、展開されているもの、他面まだ、市民社會と國家の區別、市民社會内部の階級對立を、識別するにいたつていないという缺點をもつていたことは、否定しえぬところである。しかしこの點をいましばらくおいて考へるならば、社會契約説こそ、市民社會的國家の典型的なありかたを、もつともよく反映した理論（前記一でのべた近代國家の特質は、非常によくとらえられている）であり、さればこそそれは、その後の、市民社會的國家の建設のための革命時代において、もつとも有力な理論的武器を提供したのであつた。

近代市民社會における人は、ほんらい自由平等獨立の存在でなければならぬ。身分的支配服従の權力支配の機構のもとにおかれるとき、權力によつて、商品をただ同様に安く買上げを強制されたり、沒收されたり、商品を非常に高く賣りつけられたり、商品取引を束縛されたりしては、個人所有の基礎のうえにたつての資本の再生産運動は、圓滑

におこなわれえないし、またじゆうぶんに發展しえない。また勸勞者が農奴として土地に縛りつけられた存在となつているときには、市民社會的生産のために不可缺の前提となる自由労働者もまた、存在しえないであろう。個人所有の基礎のうえにたつての資本の再生産運動が圓滑におこなわれることを、保障するためには、社會におけるすべての人を、身分的支配服従の關係から、それを廢棄することによつて、終局的に自由にすること、およびすべての人を相互に身分的差別なき平等の存在とすること、および人は生れながらにしてはもはや他とのあいだに身分的支配服従の權利義務の關係にたつていず、その意によらずして權利を取得し義務をおわしめられることのない獨立性を、すべての人にみとめることが、必要である。

社會契約説の理論家は、右のような市民社會人の自由を、人間の自由として、自然權的に把握した。當時の封建的な身分的支配服従の關係を廢棄して、あたらしい市民社會的國家をつくるということについて、まずその封建的束縛より人が解放せられた状態を、かれらは、人間たちがまだ社會國家をもつていない自然の原始状態にある人間の生活關係として、想像したのであつた。けだしかれらは市民社會と國家を區別することを知らなかつたために封建的束縛より解放された市民社會人の自由平等獨立性を、このようなかたちで想像せざるをえなかつたのである。つぎにそのような自由な人間が、かれらの自由と矛盾しない國家をもつとしたら、どういふことになるであろうかと問うて、そこに人間たちの自由なる合意による市民社會國家の設立を考えたのであつた。

社會契約説の論者は、社會が成立する以前における始原の自然状態にある人間の生活關係を想像し、それはなんら社會的拘束のない自由の生活であると考えた。しかし、そのような状態のなかに、所有ということがはじまれば――

かれらは所有が社會におけるいつさいの不正の根元であることを、見ぬいている——腕力や智力の相違などによつて人が他の人の自由を侵害するようなことがおこりうるようになるのであるが、しかしそこでは、おのおのは社會的拘束をうけぬ自由の存在であるために、他人の人格や自由を尊重せねばならぬ社會的義務もまた存在せず、すなわち人にとつては、自己の自由を保證するものとしては、その人の個人的實力以外になんら存在しない。しかしその自由は、所有がはじまることによつて、おこりはじめた他人の恣意と暴力のまえには、きわめて不安定である。かくてその自由を確實ならしめるために、人々はその自由の最小限の一部を抛棄して社會をつくり、社會的拘束をうけることを契約した。すなわち人が社會をもつにいたつたのは、個々人がほんらいもつている自由に、社會的保障をあたえて、これを確實にせんがためにほかならない。

もつとも社會契約説には、個人主義的なものと全體主義的なものとの二種類あるのであつて、ロックやルソオなどのそれは前者であり、ホッブスなどは後者である。前者は、自然の状態をきわめて美しい理想の姿においてえがきだしたのであるが、それはかれらが當時の絶對主權の封建的束縛よりの解放によつて、きわめてうるわしき理想の社會がきずきえられることを、信じていたためにほかならない。かれらは社會契約のさいに抛棄された個人の自由は、ほんらいかれらのもつている自由の最小限の一部なのであり、したがつて個々人には、なお國家社會といえども侵すことのできない、天賦固有の不可侵の基本的人權があると主張する。そして現實の社會——當時の絶對權力的な封建國家社會——をもつて、人間の天賦固有の基本的人權さえふみにじられて、不自由と隷従のみいちじるしい悪しき社會となつていることを主張して、自由と平等の社會にもどされねばならぬとするのであり、そこに、人民の不可侵の基

本的人權と、人民革命權——社會に暴君があらわれて、人民の自由と人格をおかすとき、人民は革命をおこして、自己の自由と人格を主張しうべき権利をもつとする——を肯定する民主主義的な政體を主張するのである。これにたいし、後者は當時の封建的束縛よりの解放を善とみずして悪とみるために、自然の状態にある人間の生活關係を、きわめて悪しきものとしてえがきだすのである。すなわち人間の本性はほんらい社會本能をまったく欠き、各個人はただ自己のためにのみ行動し、他人を犠牲にしてかえりみないもの——すべての人間は他の人間にたいして狼である——であり、したがつて人間が社會をつくる以前の自然の状態にあつては、萬人の萬人にたいする争闘が支配するとなす。そしてこれは、人の自己保存の本能と矛盾するが故に、人々はその原始争闘の状態を脱却するために、社會契約をむすんだとするのである。かくてこれは、争闘の原因たる利己的な個人本能を完全に抑制するために、個人の自由は、全部、國家の支配者の手に移されてあらねばならぬと主張して、人民主權、人民革命權、基本的人權を否定する理論をたて、當時の絶對主義的な主權の専制支配を合理化する理論をたてたのである。

これらの社會契約理論は、近代國家建設の歴史の黎明にあたつて、生れたものであり、近代國家建設のための革命的な理論的武器となつた。ことにフランス大革命にたいするルソオの影響は、きわめて大きかつたことは、周知のごとくである。ルソオは、人間不平等起源論において、人類が原始的制度において、現代におけるよりも、一層善であり、一層賢明であり、一層幸福であつたことを主張して、社會と文明の罪惡を強調するとともに、社會契約論においては、人間の自由と矛盾しない國家社會のありかたを論じて、社會契約による國家の設立をとき、そのような社會契約をもつて、すべて社會の秩序の基礎となる神聖のものだと、説いている。一見、両者は矛盾するようにみえるが、

前著では、理想的な自然状態にあつた人間たちが、所有のはじまりとともにおこつた人間が他を侵しあう不正を抑制するために、社會契約がなされたが、しかしまた社會制度は濫用されたために、出生の途にある社會は、もつとも恐るべき戦争状態を現出したことが、とかれているのであり、後著で、社會契約にもとずく、しかも濫用されざる眞にあるべき姿の社會を論じているのだとすれば、兩者のあいだには、本質的矛盾はないというるであらう。いな前著で現實の社會が否定され、後著であるべき理想の姿の社會がえがかれることによつて、理想の社會建設を追求するフランス市民社會革命に、大影響をあたえたというるのである。

これを要するに社會契約説は、封建的な專制的束縛に隷従せしめられて、自由を拘束されて不平満々たる町人階級しかも封建社會の經濟的基礎をその掌中におさめるほどに發展して、いまや洋々たる歴史的前途をもち意氣盛んな町人階級のイデオロギイの代辯として、自由平等博愛の理想をとぎ、天賦固有の不可侵的基本的人權や人民革命權をといて、きたるべき資本主義革命に有力な理論的武器を提供したという意味で、近代國家理論上にきわめて大きな歴史的意義をもつていのである。社會契約説は、今日では、資本家階級のイデオログたちによつても、排斥せられているのであり、いわゆる理想的な自然状態の架空性、社會契約の架空的非現實性などをあげることによつて、國家といえどもおかすことのできぬ基本的人權とか人民革命權のあることを否定し、もつてかれらの理論の革命的民主主義的ゆきすぎを戒めることにとめていゝ。しかしそれは社會契約理論のもつ民主主義的な革命的な生活感情が、いまや資本家階級によつて隷従させられ自由を拘束されて不平満々たる労働者階級、しかも歴史的な洋々たる前途をもつて意氣盛んな労働者階級のものとなることを、恐れるがためにほかならぬ。しかしわれわれは社會契約説のすぐれた

遺産をとりいれて、ただしい市民社會的國家の理論をもつことにつとめねばならない。

## 二

社會契約説においては、まだ市民社會と國家とが、はつきり區別されるまでに、なっていない。この兩者を區別してその關聯をとくことは、のちにヘゲルによつて、なされたことである。その結果社會契約説は、封建的束縛から解放された自由な人間の姿を考える場合に、封建國家社會その他社會のまつたく存在しない状態を、自然状態と想定せざるをえなかつた。封建國家の束縛より解放された市民社會というように問題を考えないで、封建國家社會など社會一般の存在しない状態としての自然状態を、問題にしたのである。しかもたとえばホッブスは自然状態を、萬人の萬人にたいする争鬭の状態であり、人間は他の人間にたいしては狼だとしたのであるが、それは市民社會が萬人の萬人にたいする營利の争鬭の状態であり、營利のためには人は他人にたいして狼である状態であることの、自然史的ニ表現にほかならぬ。またロツクは、そのような自然状態を、國家社會の現實にあるがままの状態から、國家社會の發達の結果生じたものとみとめられるものを、抽象しよることによつて、國家社會の成立以前の人間の生活状態を推定（經驗主義の方法）している。しかし人間の慾望の満足にかんじたことを自然のことと考える立場においては、右の抽象によつて、想定されるものは結局、市民社會をなんらかのたちで反映した理論とならざるをえない。われわれは社會契約説を實り多きものに發展させるためには、當時の市民社會より封建國家的束縛を抽象したところのもの、すなわち封建國家を打倒して封建的束縛より自己を解放した市民社會を、想定せねばならぬ。このようにしてはじめて

われわれは社會契約説が自然權的に主張している人間の自由平等獨立が、じつはそれは市民社會人のもつべき自由平等獨立の抽象的、自然權的、理論的表現なのであることを、あきらかにしうるのであらう。

社會契約説が、人の自由と矛盾しない國家を考へるためにたてられたものであることによつて、それは國家にかんする理論であることは、あきらかである。ところで、國家的束縛を抽象しつて考へられた人間の自然の生活状態について、なぜ、そのような自然の状態における人間が國家を必要とするのであるかについては、社會契約説においても、それが、所有が人間の生活關係にはじまつたことに、もとめられていることに、あきらかなように、市民社會がなぜ國家を必要とするのであるかを、暗示するものが、かなりあるのである。われわれは社會契約説のように、國家的束縛よりの抽象をもつて、ただちに社會をもたぬ自然状態にある人間の生活を想像するゆきかたをとらずに、封建權力的束縛より解放されたすがたにおける市民社會を考へるといふゆきかたをとつて、この説を生かして考へなければならぬ。と同時に、市民社會がなぜ國家を必要とするかについては、すでにのべたような萬人の萬人の争闘あるいは人は他にたいして狼であるとしてえがきだされた自然状態についての社會契約説の主張が、じつは市民社會の姿のひとつの忠實な表現であることを考へねばならぬ。いな、一步すすんで、所有がはじまつたためにおこる不正をもつて國家契約の必要をといふ社會契約説の主張のなかには、ホッブズのそれにおいてはフアシズム的な、ロツクヤルソンの場合においては資本主義否定的な國家理論の萌芽的なものの芽ばえさ考へることもできるであらう。

社會契約説の理論家たちは、市民社會の代辯者であつた。市民社會は、しかし、階級社會である。したがつて、かれらが市民社會の代辯者であるというとき、支配、被支配のどちらの階級の代辯者であつたかということが、問題となりうる。しかしながら、社會契約説論者は、市民社會がまだ封建國家社會のなかに束縛されてあつた時代の子であつたために、當時の封建國家社會を廢棄して、市民社會の、市民社會による、市民社會のための國家を、その理想のすがた——夢にえがく天國のすがた——においてえがくにとどまつて、市民社會における階級對立を反映した理論をたてるまでにはいたりえていなかった。當時はまだ、市民社會のなかには、市民社會の矛盾の契機としての階級對立は現實的のものになつていなかった。それは、のちに町人階級の手によつて、資本制社會がつくられ、それによつて町人階級が資本家階級となり、貧困大衆が、農奴や徒弟たる身分より解放せられて、労働者階級となつてからのことである。社會契約理論は町人階級を代辯する理論であつたが、資本家階級を代辯するものではなかつた。だからそれは、封建社會における被支配階級たる町人階級の理論として、革命的であり、急進的な民主主義でもありえたのであり、かくてかれらは國家といえどもおかすことのできない基本的人權や、人民革命權を肯定しえたのである。そしてこれは、資本制社會における支配階級たる資本家階級の代辯者にとつては、とうてい容認できないことでもあつたのだ。

社會契約説が封建國家における被支配階級たる町人階級の理論であつたために、右のように資本家階級の理論に比して革命的でありえた反面をもつかわりに、労働者階級の理論のように、もつともよく階級的立場にたつ理論のみがもちうる、事態のただしい洞察力をもちえなかつたのも、當然である。その階級的認識のたりなかつた點は、つぎの

二つの點にあらわれている。

第一は、なぜ國家が必要とされるか、ということについてである。所有によつてはじまつた人間の不正と悪を是正するために、人間の契約によつてはじまつた國家であるのだが、しかしそれは當時(封建時代)までの現實のそれは、いやがうえにも濫用をともなつたところの、かつての自然状態——人類が二度とかえりえぬ過去の美しい天國——におけるとはおよそ正反對の、極惡な國家社會となつてしまつた。しかし、本來あるべきところの國家社會は、人のほんらいもつていた自由と矛盾せぬところの、契約國家であるべきはずだつたとされるのである。たんなる濫用にせられてしまつて、その束縛が各時代における階級的束縛であることが、ただしく認識されていない。またその契約國家のこれまでできなかつた理由は、人々がそれに無智だつたからであり、いまや啓蒙によつて人々がそれを知るようになれば、かならずやこのような社會がつくられるようになるであろうといふのである。この點、なぜ市民社會が國家を必要とするかについての私見は、すでにのべた。

第二は、すべての人のなした契約によつて國家が設立されたとする理論にかんする。人は自由平等獨立であるべきで、人は生れながらにしては他の人となんら現實的の權利義務の關係にたつていず、またその意によらずして權利を取得し、義務をおわしめらるべきでない。しかるに、現實には、市民社會人は、國家にたいして支配服從の權利義務の關係にたたさされている。しからは、國家をもつことは、すべての市民社會人の意思にもとずいたことではなければならぬのであり、そこに、すべての人の合意によつて國家が設立せられたとする社會契約論が、生れざるをえないわけである。ルソオの社會契約論も、人間の自由と矛盾しない制度としての國家の存在の根據は、國民の合意以外には

もとめえないとしている。右は市民社會の國家ということの、ひとつの表現にほかならない。市民社會は、その意思を決定し執行する機關をそなえた組織体ではないのだから、市民社會の國家とは、市民社會人全部が共同で作つた國家ということにならざるをえないようにみえる。そして社會契約論はまさに、その理論なのである。

しかし市民社會が階級社會であり、そこにおいては、支配階級として資本家階級があるとすれば、市民社會の、市民社會による、市民社會のための國家は、資本家階級の、資本家階級による、資本家階級のための國家とならざるをえない。ほんらい國家は、そのような階級支配のための機構にほかならぬのである。ここでは國家は、資本家階級の労働者階級にたいする支配の權力機構であるばかりでなく、資本主義國家の生誕の時にあつては、町人階級が封建國家權力を打倒して自己の政治權力を獲得したのちは、町人階級はそれを、自分たちを資本家階級に、また封建社會における被抑壓の下層の人民大衆を、労働者階級に轉化せしめる武器としたのであり、また資本制社會の末期においては、自分たちをそれより解放しようとする身もがく労働者階級を、市民社會にしばらくつける武器とするのである。國家はその本質においては、支配階級によつて被支配階級にたいして強制せられるのであり、支配被支配の階級の差別なく、すべての人が共同に契約によつて、つくつたというようなものではありえない。この點において社會契約説は階級對立の見地を見失つていたのである。

〔追記〕社會契約説については、もつと論すべきことがあるが、紙數の都合上他日にゆする。